



特 許 証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5780539号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

改質水防錆効果判定装置及び改質水防錆効果判定方法

特許権者
(PATENTEE)

神奈川県横浜市南区三春台25番地

都市拡業株式会社

発明者
(INVENTOR)

田尻 恵保
石川 光男

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2014-558334

その他別紙記載

出願日
(FILING DATE)

平成26年 5月30日(May 30, 2014)

登録日
(REGISTRATION DATE)

平成27年 7月24日(July 24, 2015)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成27年 7月24日(July 24, 2015)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 仁



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第5780539号 (PATENT NUMBER)

特願2014-558334 (APPLICATION NUMBER)

発明者
(INVENTOR)

根本 邦男
神谷 信行

[以下余白]

特許証送付先

住 所

〒160-0004

東京都新宿区四谷4丁目27番16号

氏 名

福村 直樹

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5780539号

登録日 平成27年 7月24日

出願番号 特願2014-558334

出願日 平成26年 5月30日

請求項の数 9

納付年分 第10年分まで

受領金額 87,280円

受領日 平成27年 7月 7日

特許料軽減申請により、特許料を軽減しました。

重 要

特許料の納付について

特許料納付期限日

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）

- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

納付年分	納付期限日
第11年分	平成37年 7月24日
第12年分	平成38年 7月24日
第13年分	平成39年 7月24日
第14年分	平成40年 7月24日
第15年分	平成41年 7月24日
第16年分	平成42年 7月24日
第17年分	平成43年 7月24日
第18年分	平成44年 7月24日
第19年分	平成45年 7月24日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708